

第十三条 供給を受けた温泉はその目的以外に使用してはならない。

第十四条 供給管及供給器具は区の係員の外之を加工若しくは開閉する事は出来ない。

(工事)

第十五条 泉源掘さく及温泉供給の工事は湯島区で之を行う。

第十六条 前条の工費は湯島区及び受益者の負担としその負担割合は湯島区会の議を経て之を決定する。

第十七条 工事は町長が工費の概算をなし前条により負担金額の概算額を受益者に納入せしめた上着手する。

第十八条 泉源掘さく及温泉供給の工費に対する負担額は工事完了後精算し前条の概算額の過不足は還付又は追徴する。

第十九条 前第十五条より第十八条までの規定により徴収した負担金はその工事の結果による温泉供給の成否にかかわらず之を還付しない。

第二十条 温泉供給の工事が完成した時は利用者は六十日以内に温泉の利用を開始しなければならない、但しその期間内に温泉の利用開始の出来ない場合は町長の承認を受けなければならない。

(違背処分)

第二十一条 条例及びこの細則の規定に違背した行為があつた時は町長の認定により二ヶ月以内の温泉の供給停止若しくは湯島区会の決議を経て温泉供給の廃止を行う事がある。

付 則

この細則は公布の日より施行する。

第七節 戦時体制の進展

六七、公立青年訓練所設置議案（大正十五年）

（城崎町役場所蔵文書）

<p>自大正十五年度 至昭和十二年度 決議録綴</p> <p>城崎町 内川村 学校組合</p>

（表紙）

第四号議案

公立青年訓練所設置議案

今般城崎町内川村学校組合ニ於テ青年訓練所ヲ設置シ
其認可ヲ申請スルモノトス

理由

今回勅令第七十号ヲ以テ訓練所ヲ公布セラレ文部省
令第十六号ヲ以テ青年訓練所規程ヲ定メラレ一般青

年ニ対シテ適切ナル訓練ヲ行ハレントス惟フニ近時
青年教養ノ施設ハ逐年發達ノ趨勢ニアリト雖モ未ダ
尚充分ナラサルモノアルヲ以テ茲ニ新ニ青年訓練ノ
制ヲ定メラレタルモノニシテ本施設ハ番ニ青年ノ心
身ヲ鍛鍊シテ其資質ヲ向上スルノミナラス其ノ結果
兵役ニ服スルモノニ対シテ在營年限ノ短縮ヲ伴フガ
故ニ延テ国家産業ノ進展ニ及ホスヘキ効果モ亦尠ナ
カラサルベシ依テ本旨ヲ体シ之ガ發達ノ基礎ヲ鞏固
ニシテ其実績ヲ挙ケントシ本訓練所ヲ設置セントス
ルニ由ル

大正十五年六月十八日提出

城崎町
内川村
学校組合管理者

城崎町長西村佐兵衛

六八、学校内の階級意識と私刑事件（昭和十年）

（城崎町役場所蔵文書、六七と同じ綴）

学校組合會議録

一、昭和十年二月十九日学校組合会ヲ城崎町役場ニ招集ス

一、出席議員並ニ其ノ席次番号及氏名左ノ如シ

一番 城崎町助役坂本誠一 出

二番 結城卓二 出 九番 日下岸蔵 出

三番 結城義雄 欠 十番 瀬崎藤右衛門欠

四番 榎甚三郎 出 十一番 岩本九兵衛 出

五番 久保田順三欠 十二番 今井保太郎 出

六番 佐藤甚太郎出 十三番 岩本善六 出

七番 生田達治 欠 十四番内川村長横田敏雄出

八番 奥田千賀之助出

一、出席吏員及参与員ノ氏名左ノ通り

副管理者内川村長 横田敏雄

城崎町助役 坂本誠一

内川村助役 半井房吉

小学校長 白滝五郎

午前十時三十分開議

一、副管理者内川村長横田敏雄議長席ニ着キ学校組合

会ノ開会ヲ宣ス

議長 会議録署名委員ヲ先例ニ倣ヒ議長指名ニ決定シ

異議ナキ乎ヲ諮リタルニ満場異議ナク指名ニ決シ左

ノ二名ヲ指名ス

六番(佐藤甚太郎) 十二番(今井保太郎)

一、付議スベキ事件左ノ如シ

1、臨時出納検査立會議員二名ノ選挙

2、昭和十年度城崎町内川村学校組合歳入出予算

六番 本校教育方針ニ就キテ日夜児童教養ニ教員並ニ

校長ノ御努力ハ保護者トシテ一般町民トシテ感謝ノ

意ヲ表スルモノデアリマス而シ余リニ熱心ノ為メカ

校長ノ方針ガ部下ノ教員ニ方針ノ不徹底ノ点ヲ甚ダ

遺憾ニ思フノデアリマス即チ意見ノ相違セル点ヲ申

上ゲル

1 教育ノ不徹底ノコト

村税町税県税ニ就キテ實際上ノ教育ニ甚ダ不徹

底ヲ欠ク点アリ今少シ教師ハ全部ニ亘ツテ十分

徹底セシメル様ニ教育ヲ望ム

2 階級意識ノ強調

社会今ヤ階級徹廢ヲ強調セルニ係ラズ学校内ニ於テ階級意識アルハ甚ダ面白カラザル現像ト思フ此ノ際十分校長職員此ノ階級徹廢ニ付キテ御努力ヲ願ヒ度ヒノデアリマス

児童ノ実生活ニツキテ例ヲ挙ゲテ徹廢ヲ希望

3 明治節ニ於ケル私刑事件ニ就而テ

昨年十一月明治節ノ当日ニ於ケル私刑事件ハ最も遺憾トスル一人デアリマス校長ニ其ノ当時ニ書面ヲ以テ事情ヲ伺ツタノ二目下ハ其ノ児童ハ仲好ク遊ンデ居ルト云フ返事デアルガ外面ノ觀察デハ十分其ノ児童ノ心理情態ハ識ルコトハ出来ナイト思フ即チコレ等モ矢張り階級意識ノ表ハレデアツテ教授モ不徹底デアルト思フ

番外 六番サンニ御答ヘ致シマス

1 学校ノ教育方針ノ不徹底ハ其ノ責任ハ校長ニ帰スルモノデ部下ノ責任ハ校長ニ負フモノデアツテアリマス教授ノ不徹底ニ就キテハ常ニ部下教員ヲ十

分督励致シ各学級ノ日日ノ動靜ニツキテハ充分注意ヲ加ヘテ居ルモ何分多数ノ学級ノ事デアリマスノデ不都合ノ点多々有ラウト思フ家庭教育ニ就キテモ六番サンノ御説ノ通りデアリマス此ノ点更ニ事情ヲ調査シテ注意スル考ヘデアル

2 ノ階段意識ニツキテモ常ニ上級ハ上級ニ適合スル様下級ハ下級ニ適合スル様児童自体ニ十分自覚ヲサセテ受持教師ニ交リテ児童ノ日常行常ニ就キテ十分ナル努力ヲ払ツテ居ル階級制度ノ徹廢ニ向ツテ最善ノ努力ヲ傾注シテ居リマス当将来ニ向ツテモ此ノ点意ヲ注グ考ヘデアル

3 ノ私刑事件ニ就而テモ現在仲好ク遊ンデ居ルガ故ニ解消シテ居ルトハ思ハナイガ其ノ後此ノ事ニツキテモ受持教師ニ注意ヲシテ居ル答デアリマス將來ハ以上三点ニ就キテ十分努力スル考ヘデアリマス

六番 愚見ヲ披歴シテ返ツテ校長ヨリ種々御褒メノ御言葉ヲ丁戴シテ恐縮致スノデアリマス当校長ノ御

意見ヲ誠ニ結構ト思フノデアリマス コレニテ六番ト番外トノ意見打切り

六九、選挙肅正への心得（昭和十二年）

（来日公民館所蔵文書）

◎町村会議員選挙心得並協定事項

曩ニ選挙法ノ改正ヲ見マシテ一昨年及昨年執行シマシタ
夕県会議員総選挙並衆議院議員総選挙ニ当ツテ選挙肅
正運動ヲ起シ憲政自治刷新上相当ノ効果ヲ挙ゲマシタ
ガ来ル四月施行ノ町村会議員選挙ハ地方議会議員選挙
法令ノ改正後始メテノ選挙デアリ殊ニ前二回ノ肅正運
動ヲ生カシ更ニ政治教育ノ運動ヲ一層徹底セシメルニ
得難キ機会デアリマス 警察ハ文字通りノ厳正公平ナ
ル取締ヲ励行致シテ法規不知ニ依リ犯罪トナル者ノナ
キ様最善ノ方法ヲ講ジ猶法網ヲ潜ツテ敢テ非違ヲ為ス
モノニ対シテハ断乎之ヲ摘発シ選挙肅正ノ実ヲ挙グル
方針ニ就テハ有権者各位ニ於キマシテモ地方ノ自治振

興ノ為絶大ナル御協力ヲ願フト共ニ特ニ左記事項ニ御留意ヲ切望シテ已マナイ次第デアリマス

一、議員候補者及運動員ニ関スル事項

1 議員候補者タラントスル者又ハ議員候補者ヲ推薦セムトスル者ハ其氏名、職業、住居及生年月日ヲ所轄警察署又ハ巡查駐在所ニ届出ツルコト之ヲ辞シタルトキ亦同シ

2 議員候補者若ハ議員候補者ノ推薦届出ヲ為シタル者ハ選挙事務長一人ヲ選任シ其氏名、職業、住居及生年月日ヲ直ニ所轄警察署ニ届出ツルコト

但シ議員候補者若ハ推薦届出者自ラ選挙事務長トナルヲ妨ケス

3 選挙事務長其ノ職ヲ辞シタルトキ又ハ病氣旅行其他事故ニ依リ解任シタルトキハ所轄警察署ニ届出ツルコト

4 選挙事務長、選挙運動員ハ選挙権ヲ有スルモノナルコト

5 選挙権ヲ有スル者ト雖モ選挙事務ニ関係アル官吏及

吏員ヲ選挙事務長若ハ選挙運動員ニ選任セサルコト

6 選挙事務長ニ非サレハ選挙事務所ヲ設置シ又ハ選挙運動員若ハ選挙運動ノ為使用スル勞務者ヲ選任セサルコト

7 選挙事務長、選挙運動員若ハ選挙運動ノ為使用スル勞務者ヲ選任シタルトキハ其旨ヲ直ニ所轄警察署ニ届出ツルコト其ノ辞任又ハ解任アリタルトキ亦同シ

8 選挙運動員（選挙事務長ヲ含ム）ハ議員候補者一人ニ付左ノ制限ヲ超エサルコト

イ議員定数十二人ノ町村 三人以内

ロ議員定数十八人ノ町村 五人以内

9 選挙運動ノ為使用スル勞務者ハ議員候補者一人ニ付左ノ制限ヲ超エサルコト

イ議員定数十八人以下ノ町村 三名以内

ロ議員定数二十四人以上ノ町村 五名以内

10 選挙運動員及選挙ノ為使用スル勞務者ハ濫リニ解任セサルコト

濫リトハ死亡、疾病、長期旅行等万己ムヲ得サルト

キヲ指称シ之ニ該当スル場合ニ限り解任変更ヲ為ス得ヘク然ラサルトキハ一旦勞務者トシテ選任シタル以上ハ当該選挙ノ終了スル迄解任変更スルコトヲ得ス

二、選挙事務所ニ関スル事項

1 選挙事務所ハ議員候補者一人ニ付キ一箇所タルコト

2 選挙事務長、選挙事務所ヲ設置シタルトキハ其ノ場所及設置年月日ヲ直ニ所轄警察署ニ届出ツルコト其異動アリタルトキ亦同シ

3 旅館、料亭、飲食店其他客ノ来集ヲ目的トスル場所

ニ選挙事務所ヲ設置セサルコト

4 選挙事務所ニ議員候補者又選挙運動員以外ノ者カ濫リニ出入スルハ選挙員ト看做サル、場合アルヲ以テ可成之ヲ避ケシムルコト

5 第三者カ選挙事務所内ニ於テ演説又ハ推薦状ニ関スル事務ヲ執ルハ選挙運動員ト看做サル、ヲ以テ之ヲ為サル、コト

6 選挙事務所ニ於テ酒類ハ勿論饗応ニ涉ルカ如キ程度

ノ飲食物ヲ提供セサル様注意スルコト

三、選挙運動ニ関スル事項

1 選挙運動員ハ選挙期日ノ告示アリタル後ニ非サレハ之ヲ為スヘカラサルコト

2 選挙運動ハ議員候補者、選挙事務長、選挙運動員ニ非サレハ之ヲ為スヘカラサルコト

但シ演説又ハ推薦状ニ依ル選挙運動ハ此ノ限りニ在ラス

3 選挙演説会ニ出演シ得ルモノハ一ノ演説会ニ付キ四人ヲ超エサルコト

若シ議員候補者又ハ其ノ代理者出演セサルトキハ三人ヲ超エサルコト

4 選挙ニ関スル演説会ハ投票ノ前日限り打切ルコト

5 選挙運動ニ関スル文書、図画ハ之ヲ頒布又ハ揭示前ニ実物二部ヲ書面又ハ口頭ヲ以テ^テ二所轄警察署ニ届出ツルコト

6 選挙運動ニ用フル自動車、自転車等ニ旗其ノ他標識推薦状、宣言文等ヲ記載セル布紙類ヲ纏付シ衆目ヲ

惹クカ如キ趣向ヲ為サ、ルコト

7 議員候補者若ハ選挙運動員ハ選挙運動ノ間又ハ其前後ヲ間ハス慰勞会、懇親会、祝賀会、其ノ他名義ノ如何ニ拘ハラス会同飲食スルカ如キコト為サ、ルコト

8 議員候補者又ハ選挙運動員ハ投票ノ当日濫リニ投票所付近ニ佇立徘徊セサルコト

四、選挙運動ノ費用

1 選挙運動ノ費用ハ左ノ制限ヲ超エサルコト

イ 議員定数十二人ノ町村 五十円

ロ 議員定数十八人ノ町村 百円

2 選挙運動ノ費用ハ選挙事務長ニ非サレハ支出スルヘカラサルコト

但シ選挙事務長ノ文書ニ依ル事前ノ承諾ヲ得テ之ヲ支出スルコトヲ得

3 選挙事務長ハ支出簿ヲ備ヘ選挙運動費用一切ヲ記入シ置キ選挙終了後精算書ヲ作成シ選挙ノ期日ヨリ十四日以内ニ所轄警察署ニ届出ツルコト

4 選挙運動ノ費用ヲ支出シタルトキハ其都度領収書其支出ヲ証スヘキ書面ヲ徴シ支出ヲ明瞭ニ為シ置クコト

5 支出簿ハ前項ノ届出ヲ為シタル日ヨリ六ヶ月間選挙事務長ニ於テ保存シ置クコト

6 選挙事務長、選挙運動員ノ実費弁償実物給与ハ左ノ範囲ヲ超エサルコト

イ 弁当料 一食三十銭 (一日三食以内)

ロ 宿泊料 一夜二付三円以内 (茶代祝儀ヲ含ム)

ハ 茶菓料 一人一日二付 (選挙事務所ニ於テ給十五銭以内 与スルモノニ限ル)

ニ 車馬賃 実費

7 選挙事務長、選挙運動員ハ前項ノ範囲ヲ超エテ金銭物品ノ給与ヲ受クルトキハ違反ナル虞レアルヲ以テ注意スルコト

8 何人ト雖モ選挙運動ヲ為スニ付報酬ヲ受クヘカラサルコト

9 選挙運動員ト雖モ實際運動ニ従事セス又ハ運動ニ従

事スルモ実費ヲ給与スヘキ必要ナキトキハ給与セサルコト

10 労務者ノ報酬ハ一人一日二付一円五十銭以内トスルコト

11 選挙事務長ハ警察官吏ヨリ選挙運動費用ニ関スル帳簿又ハ書類ノ閲覧ヲ請ハレタル場合ハ直ニ之ニ応シ説明ヲ加フルコト

五、禁止及制限事項

1 選挙事務所ハ選挙ノ当日ニ限り投票所ヲ設ケタル場所ノ入口ヨリ三町以内ノ区域ニ之ヲ置クト犯罪ニナリマス

2 誰デモ自分ノ投票ヲ得ル為ニ又ハ他人ニ投票ヲ得シメタリ若ハ得シメナイノ為ニ戸別訪問ヲシタリ連続シテ個々ノ選挙人ニ面接シタリ又ハ電話テ選挙運動ヲスレハ犯罪ニナリマス

3 誰デモ選挙運動ノ為ニ休憩所ヤ休憩所ニ似タルモノヲ設ケルト犯罪ニナリマス

4 買取ナトノ悪質ノ犯罪ハ特ニ重ク処罰サレマス

- 5 選挙ニ関シテ金銭物品等ヲ貰ツタリ貰フ約束ヲシタリ或ハ御馳走ヤ遊覧等ノ接待ヲ受ケタリ受クル約束ヲシタリ又ハ受ケタイト要求スルト犯罪ニナリマス
 - 6 選挙ニ関シテ公私ノ職務上ノ地位ヲ与ヘラレタリ其ノ地位ヲ得ルコトノ約束ヲシタリ又ハ得タイト要求スルト犯罪ニナリマス
 - 7 投票所ヘノ往復ニ乗物ニ乗セテ貰ツタリ又ハ車賃ヤ茶代ヤ宿泊料等ヲ貰ツタリ貰フ約束ヲシタリ若ハ貰ヒタイト要求スルト犯罪ニナリマス
 - 8 選挙ニ関シテ用水ヤ小作料ヤ貸借等ノ利害關係ニ誘ハレテ之ニ応スルト犯罪ニナリマス
 - 9 選挙ニ関シテオ寺ヤ神社ヤ学校、会社、組合、市町村等ニ寄付スルトカ便利ヲ与ヘルトカ云フ様ナ事柄ヲ利用シテ勧誘ヲ受ケ之ニ応スルト犯罪ニナリマス
 - 10 以上ニ掲ケタ金品、職務、饗応、接待、利害關係等ヲ種ニシテ選挙運動ヲスレハ犯罪ニナリマス又之等ノ事柄ニ就テ周旋勧誘ヲスルト犯罪ニナリマス
 - 11 議員候補者タルコトヤ議員候補者タラントスルコトヲ止メサセタリ或ハ当选ヲ辞セシメタリ又ハ之等ノ周旋勧誘ヲスルト多クノ場合犯罪ニナリマス
 - 12 選挙人ヤ議員候補者ヤ又ハ議員候補者タラントスル者ヤ或ハ選挙運動者ヤ当選人等ニ対シテ暴行シタリ嚇シタリスルト犯罪ニナリマス
- 六、文書、図画
- 1 文書、図画ニハ必ス責任者ノ氏名及住所ヲ記載スルコト
 - 2 新聞紙又ハ雑誌ニ候補者ノ立候補挨拶若ハ主義政綱ノ広告又ハ推薦広告ヲ為サ、ルコト
 - 3 演説会告知ノ為ニスル『ビラ』ノ外ハ必ス郵便ヲ以テ差出スコト(信書ト雖モ必ス郵便ニ依ルヲ要ス)
 - 4 立札看板ノ類及演説会告知ノ為ニスル『ポスター』ノ外ハ文書、図画ノ頒布貼布又ハ掲示ヲ為サ、ルコト
- 其ノ他文書、図画ニ関シテ色々制限アリマスカラ使用前予メ所轄警察署ノ検印ヲ受クルコト
- 5 選挙ノ当日投票所ヲ設ケタル場所ノ入口ヨリ三百二十米(約三町)以内ノ区域ニ於テハ一切ノ文書、

図画ノ頒布貼布又ハ揭示ヲ為サ、ルコト

6 他人ノ土地又ハ工作物ニ貼布シ又ハ揭示スル場合ハ
必ス承諾ヲ得ルコト

此ノ場合ハ戸別訪問ニ亘ラサル様書面又ハ勞務者ヲ
以テ諾否ヲ問合スコト

七、選挙期日後ニ於ケル選挙運動

誰テモ選挙期日後ニ於テ選挙ニ付イテ選挙人ニ左ノ
如キ挨拶行為ヲ為スト犯罪ニナリマス

1 戸別訪問若ハ個々ノ面接又ハ電話ニ依ル通話ヲ為ス
コト

2 当選御礼ノ如キ挨拶状等ノ文書、図画ヲ頒布スルコ
ト (肉筆ヲ以テ自ラ認メタ信書及白地ニ黒字ヲ用ヒ
タル当選御礼ノ張札五枚ノ揭示ニ限り差支ナシ)

3 当選御礼ノ如キ広告掲載ニ付新聞紙又ハ雑誌ヲ利用
スルコト

4 当選祝賀会其ノ他ノ集会スルコト

5 多数集合シ若ハ隊伍ヲ組ミテ往来シ又ハ自動車ヲ馳
驅スル等氣勢ヲ張ル行為ヲ為スコト

昭和十二年三月

城崎警察署

内川村役場

七〇、太平洋戦争下の城崎町

産業統制(昭和十七年)

(城崎町役場所蔵文書)

〔昭和十七年城崎町事務報告書より〕
勸業

イ大東亞戦争ノ進展ニ伴ヒ本町古来ノ物産麦稈細工及
木工品ノ加工塗装技術ヲ更ニ改良特ニ軍需用品ノ案
出ヲ研究之ガ供出ニ万全ヲ期シ又南方向ノ意匠ニ工
夫ヲ凝シ新考案ニ努力増々販路ノ拡張ヲ計リツ、ア
リ

ロ麦稈製品工業組合ノ設置ノ為作業場ニ専任技手ヲ毎

日派遣シ之ガ研究指導ニ当ラシム

ハ物資ノ価格統制ニ対シテハ当町商工会ニ自治取締機

関ヲ設置委員ヲ随時巡回指導ナサシメ以テ違反ノ絶無ヲ期セリ

二度量衡取締ニ就テハ専任技手ニ委嘱シ随時自治的検査ヲ執行違反ノ絶無ヲ期ス

ホ二月一日以降衣料品切符制度施行

物資ノ配給ノ円滑ヲ期スル為通帳制又ハ切符制ヲ施行セルモノ左ノ如シ

米穀、酒、砂糖、味噌、醤油、塩、木炭、植物油、地下足袋、軍手、長靴、作業衣、出産用品、乳製品衛生材料

ヘ町有林間伐約十町歩施行山林下刈三回枝打二回実施ス

ト国民貯蓄組合ヲ結成貯蓄目標達成ニ努力セリ

地域組合

十五

職域組合

四

学童婦人会ヲ単位トセルモノ

二

其ノ他

二

七一、在郷軍人会城崎町分会と

第三十九回陸軍記念日(昭和十九年)

(原田昇吉家所蔵文書)

昭和十九年三月九日

帝国在郷軍人会城崎町分会長 岸田保二

分会員各位

第三十九回陸軍記念日ニ当リテ

東亞ノ平和ヲ紊ス露国撃チテ止マムト蹶然起ツタ日本軍ガ明治卅八年三月奉天ノ野ニ大勝利ヲ收メテカラ卅九回目ノ陸軍記念日ヲ我々ハ明日迎ヘル。悪戦苦闘廿ヶ月ニワタリタル日露戦史ハ今露国ニ代ル鬼畜米英ヲ撃チテ止マムトスル我等一億ニ無限ノ教訓ト自覚ト勇氣トヲ与ヘテ止マヌ、大東亞戦争ハ第二期の段階ニ入ツテ居ル、ソロモンノ血戦、マーシャルノ活動、支那戦線ノ起伏、本土空襲ノ気配等敵米英ノ総反攻ニ応ジテ戦局ハトミニ急迫ヲ告ゲテ居ル、シカモ我軍滿ヲ持シテ放タズ戦局一見不利ノ如ク見ラレルノハ我戦

略目的ノ然ラシムルトコロニ外ナラヌノダ。戦争ハ国家ノ総力ヲ挙ゲテ強行サレル以上常ニ苦境ト危機ハツキ纏^ウス。要ハコレヲ頑張ツテ切り抜ケルカドウカニアル「タダ弾薬ノ補充ヲ待タザルベカラザルハ実ニ遺憾ニ堪ヘズ」ト児玉総參謀長ハ血ノ叫ビヲ第一戦カラ後ニ叫ビナガラ切齒扼腕、戦力ノ回復充実ヲマツテ遂ニ奉天ノ大勝利ヲ得タノデアツタ、卅九年後ノイマ前線ハ「モウ一機ノ飛行機ヲ弾丸ヲ……」ト叫ンデキル、徒ラナル不安ヲ払拭、必勝ノ信念ヲ堅持シ各職場ニ総力ヲ發揮シテ速カニ戦力ヲ充実スルコトコソガ銃後トシテナスベキ「大東亞奉天戦」勝利ヘノ道デアル
 明十日四所神社ニ於テ戦捷祈願祭並ニ武運長久祈願祭
 アリ八時五十分四所神社境内ニ集合相成度通知ス

以上

七二、城崎町民号飛行機献納に

対する礼状（昭和十九年）

（藤野力家所蔵文書）

謹啓 時局御多端の折柄益々御健勝之段奉賀上候
 陳者先般城崎町民号飛行機献納の議成るや各位には率
 先御賛同万難を排され多額の淨財を御寄付に預り候段
 誠に忝く奉感謝候御蔭を以て予期の通り目的を達成す
 る事を得滞りなく献納の手續を終了本日十六日香住町
 に於て之が命名式挙行の運びに相成り候之全く各位の
 熱誠なる愛国心の発露に外ならずと只管感激に不堪茲
 に厚く御礼申上候
 今や戦は全く物量戦と相成り一機にても早く一弾にて
 も多くとの前線將兵の叫びにお応へすべく城崎町民号
 も應ては最前線に其雄姿をはたく事と坐ろ胸躍るを
 覚へ候へ共我等は之を以て事足れりとなす事なく所謂
 国策に挺身以て銃後の完璧^{キョウ}を期し敵米英撃滅までは石
 に嚙^カりついても戦ひ抜くべく更に決意を新に致候次第

何卒今後共格段の御支援と御協力を賜り度切望仕候誠に延引粗辞乍ら御礼旁々御寄付受領の印まで如斯御座候

尚海軍御当局には各位のこの熱誠に多大なる感銘を持たれ特に城崎町民慰安の爲め(ニツ)本月十五日当町国民学校に於て軍楽隊演奏並に映画会を開催下さる事と相成候に付ては多数御来場賜り度申添候

昭和十九年六月

〔墨書〕

「藤野満子」殿

城崎町長 久保田順三

七三、在郷軍人会城崎町防衛隊

要員任命通知(昭和十九年)

(原田昇吉家所蔵文書)

昭和十九年七月十五日

⑩

帝国在郷軍人会城崎町分会長 岸田保二 印

原田昇吉殿

戦局愈々重大ノ折柄帝国在郷軍人会城崎町分会防衛隊要員トシテ今般貴殿選任セラレタルニ付キ左様御承知相成度御内報候也

尚防衛隊ハ必要ニ応ジ命令ニ基キ連合支部長編成ヲ命ズルモノニシテ編成下令アル迄ハ従前ノ任務ヲ遂行セラルベキモノニ付キ為念申添候

詳細ハ当局ノ指達ヲ俟ツテ御指示致シ候モ取敢ズ御内報迄

七四、城崎町飯菜骨柳生産供出組合規約

(城崎町役場所蔵文書)

(表紙)

自昭和十九年一月
至昭和二十年十二月 城崎町会々議録

城崎町飯菜骨柳生産供出組合規約

第一条 本組合ヲ城崎町飯菜骨柳生産供出組合ト称ス

第二条 本組合ノ事務所ヲ城崎町役場内ニ置ク

第三条 本組合ハ飯菜骨柳ノ生産供出ヲ為スヲ以テ目的トス

第四条 城崎町現住ノ男女ニシテ年令十五歳以上六十五歳以下ノ者ハ全部本組合ノ会員タルノ義務ヲ有ス

第五条 本組合員ハ指定割当ヲ受ケタル飯菜骨柳ノ生産供出ノ義務ヲ有ス

第六条 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

会長一名 副会長一名 幹事若干名
會計一名

第七条 会長ハ町長副会長ハ名誉助役 幹事ハ各種団体長及町内会長トス會計ハ会長ノ指名シタルモノヲ以テ之ニ充ツ

第八条 会議ハ随時会長ノ招集ニ依リ開催スルモノトシ役員及町内会長ヲ以テ組織ス

第九条 會計ハ左ノ収納ヲ經理ス

一、生産品ノ代金受払

二、補助金の受入

三、其ノ他事業遂行上必要ナル経費ノ受払

第十条 組合員ノ生産シタル飯菜骨柳ハ検査ノ上合格

不合格ヲ決定シ不合格品ハ再製ノ上更ニ検査ヲ受クベシ

第十一条 会長ハ日時ヲ定メ飯菜骨柳ノ集荷ヲ為シ指定ノ場所ニ供出スルモノトス

付 則

本組合規約ハ昭和十八年十二月二十日ヨリ之ヲ適用

ス
議案第五号

町費ヲ以テ補助ヲ為スノ件

城崎町飯菜骨柳生産供出組合ニ対シ本年度予算ニ於テ金式千円也ノ補助金ヲ交付セントス

昭和十九年一月十日提出

城崎町長 久保田順三

〔後の書込〕

「右原案可決確定」

第八節 戦後の民主化 と町村合併

七五、北但地区町村合併市制

実施に関する城崎町会

(城崎町役場所蔵文書)

(表紙)

自昭和二十一年 至昭和二十二年	城崎町会々議録
城崎町役場	

城崎町会々議録

昭和二十一年二月六日午後二時三十分城崎町役場二城

崎町会ヲ開会ス

一、出席議員ノ氏名及席次左ノ如シ

一番 久保田順三 二番 石田松太郎

三番 守口九左衛門 四番 結城義雄

五番 欠 席 六番 欠 員

七番 樋口泰治 八番 欠 席

九番 欠 席 十番 坂本誠一

十一番 佐藤甚太郎 十二番 原 隆三

一、会議書記左ノ如シ

主事 山田章太郎

一、町長西村卓二開会ヲ宣ス

一、町長西村卓二議長席ニ就テ開議ノ旨ヲ告グ

議長 会議ニ先立テ議事録署名員二名先例ニ倣ヒ議長

指名ニ決シテ異議ナキヤヲ諮ル

満場異議ナシ

議長 御異議ノ声ヲ聞キマセンノデ議長指名ヲ決シマ

スト述べ左ノ二名ヲ指名ス

七番 樋口泰治

十番 坂本誠一

議長 コレヨリ議案審議ニ移リマスト述べ第一号議案

ノ町村合併市制断行ニ関スル件ヲ付議スル旨ヲ述ブ

議長 議案ヲ朗読シ本案提出ニ至ル迄ノ経過ヲ報告ス

十一番 私ハ本件ニ関シ去ル三日豊岡町役場ニ於ケル

協議会ニ参会シ、ラモート中佐殿ノ御趣旨ヲ充分拝

聴致シマシタガ将来北但ノ地ノ文化向上發展ニ付テ

ハ是非共各町村ノ大同団結ガ必要デアルコトヲ痛感

致シマシタ依ツテ本案ニ付テハ異議ナク賛成スルモ

ノデアリマス

十番 異議ナシニ、三次会併儀可決サレタシ

二番 本案ノ決議ハ明日迄会議ヲ延期シ今晚ノ戸主会

後ニシテ如何デスカ

十一番 今晚ノ戸主会ハ経過報告デアルカラ本会ハ只

今決議シテ可然タト思ヒマス

二番 前言ヲ取消シ決議ニ賛成致シマス

議長 二、三次会併議可決シテ御異議ハアリマセンカ

十一番 一番二番其他全員賛成ト叫ブ

議長 御異議ノ声ヲ聞キマセンデ本案ハ二、三次会併

議原案通り可決確定致シマス

議長 閉会ヲ宜ス

時二午後三時十分

右会議録ノ正確ナルコトヲ証スル為メ左ニ署名ス

昭和二十一年二月六日

城崎町会議長

城崎町長 西村卓二

署名員 樋口泰治

同 坂本誠一

七六、北但地区町村合併市制

実施に関する町会議案

(城崎町役場所蔵文書、七五と同じ綴)

議案第一号

町村合併市制断行ニ関スル件

時勢ノ進運ニ伴ヒ北但地区ニ近代的一大文化都市ヲ建

設スル為城崎郡城崎町、豊岡町、日高町、港村、五莊

村、国府村、中筋村、新田村、奈佐村、内川村、八代

村、出石郡出石町、神美村、小坂村ヲ併合市制ヲ断行

シテ強固ナル地方自治団体ヲ建設シ民主主義ニ依ル地

方行政ヲ執行シ以テ自治ノ振興發展、住民ノ福利増進ヲ期セントス。

追テ併合ニ関スル細目ニ付テハ関係町村協定シ別途議決ヲ得ルモノトス

昭和二十一年二月六日提出

城崎町長 西村卓二

〔後の書込〕

「右原案可決確定」

七七、城崎同人クラブ規約

(原田昇吉家所蔵文書)

規約

一、会名 我々の会を「同人クラブ」と呼ぶ。

一、会員 同人クラブは、城崎町在住の青壮年者の自由な結合であるが、単なる趣味人ではなく、社会をよりよくしようとの積極的な意志と熱意とを持つものでなければならない。

一、会の目的 会員各自は、民主主義の研究を行ひ、

其結果を公開し披歴し合つてお互ひを啓発し、政治的、思想的常識を高く養ふと共に、新日本建設と町政民主化の爲めに強力な宣伝、実践を行ひたい。

一、会の仕事

(A) 週一回の例会を開く。例会は会員の懇談会とする。

(B) 会員又は会員外より選ばれた人を中心にした座談会、討論会を開く。

(C) 来町の学者、政治家等を招いてその講話を聴き、又は講演会を開く等の事も行ふ。

(D) 輿論の調査、蒐集を行つて批判検討し、又は健全な輿論の喚起に努める。

(E) 我々の会の意見を町其他の機関に進言して町政の民主化に尽力したい。若し必要とあれば、他の団体と提携して主旨の貫徹を期する。

(F) 付近町村に、我々の会と同様の組織を作るよう努力したい。又すでにその様な組織があるなら、

それと手を握り合つて互ひに切磋琢磨して行きたい。

(G) 青少年諸君の政治的、思想的向上のためどんな仕事をすべきかを研究し、我々の会がそれを支援しその運営に資する等のことをしたい。

(H) 機関紙の発行も計画し、研究機関設置等の計画も行ひたい。

一、入会 会の趣旨に賛成する者であれば、誰でも自由に入会できるが、会員の責任において推薦紹介された者であり、例会の承認を得なければならぬ。

一、例会 毎週一回日曜日午後七時より開く。

一、役員 幹事数名を置く。会の企画運営と連絡に当てる。会計一名を設ける。

一、幹事会 重要会務を処理するため随時開く。

一、事務所 当分 宮本町 岡下衛(電話呼出一三八番)方

一、会費 月三円、毎月第一回例会に持参し会計に払込む。

一、脱会除名 退会は自由であるが幹事会に御通知願ひたい。我々の会の秩序を乱し、会の名譽を毀損した者は例会で審議し、二分の一以上の会員の賛成を得て除名する。

昭和二十一年二月

城崎 同人クラブ

七八、部落耕地委員会規約準則

(原田昇吉家所蔵文書)

部落耕地委員会規約準則

第一条 本委員会ハ農業生産力ヲ發展セシメ農業ノ経営改善ヲ期シ以テ農業者ノ福利増進ヲ計ル為メ部落内農調整ヲ図ルヲ目的トス

第二条 本委員会ハ部落内ニ居住スル地主及耕作従業者ノ總會ニ於テ選出シタル委員ヲ以テ組織ス

第三条 本委員会ハ〇〇部落耕地委員会ト称ス

第四条 本委員会ノ事務所ハ 二置ク

第五条 本委員会ハ第一条ノ目的ヲ達スル為メ左ノ事

項ヲ取扱フモノトス

一 部落耕地計画ノ樹立

二 適正規模農業者ノ推進

三 農地解放ノ円滑ナル遂行

四 耕地ノ交換分合集團化

五 農地紛争ノ調停

六 小作契約及其ノ履行ニ関スル斡旋調停

七 其ノ他農地調整ニ関スル事項

第六条 本委員会ハ会長及委員ヲ以テ組織ス

第七条 委員会長ハ委員ノ互選トス

第八条 委員ハ(五名乃至十名)トス

第九条 委員ノ任期ハ二ケ年トス

第十条 委員ハ名誉職トス

第十一条 会議ハ總會ト委員会ノ二種トス

第十二条 總會ハ会長年一回召集ス

第十三条 左記事項ハ總會ニ付議スルモノトス

一 經費予算及決算

二 事業報告

三 規約ノ制定及改廢

四 其ノ他特ニ必要ナル事項

第十四条 委員会ハ会長隨時召集シ第五條ノ事項ヲ審

議スルト共ニ其ノ実現ニ当ルモノトス

第十五条 本委員会ノ經費ハ部落農会又ハ農事実行組

合ヨリノ交付金其ノ他収入ヲ以テ之ニ充ツ

第十六条 本委員会ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ

翌年三月三十一日ニ終ル

第十七条 規約施行ニ必要ナル規定ハ別ニ定ム

付 則

本規約ハ昭和二十一年十一月 日ヨリ之ヲ施行ス

七九、城崎市計画区域の諮問書

(城崎町役場所蔵文書、七五と同じ綴)

城第二〇四二号の一

諮 問 書

城崎町会

城崎市計画区域は本町と港村を以てその区域として

居りますが今後に於て本地方の経済的開発や観光方面の状況を考えますと本町に隣接しておつて観光経済交通等に密接な関係をもつておる竹野村及中竹野村を城崎都市計画区域に加へて総合的な計画を樹てる必要があると存ぜらるゝにつき竹野村及中竹野村を編入の城崎都市計画区域変更について本町の意見答申方を本県土木部長殿より諮問がありましたから本町会の意見を諮ひます

昭和二十二年十一月十四日

城崎町長 三宅驢七

八〇、城崎都市計画区域の答申書

(城崎町役場所蔵文書、七五と同じ綴)

答 申 書

昭和二十二年十一月十四日城第二〇四二号の一を以て御諮問になりました竹野村及中竹野村を編入の城崎都市計画区域変更の件は 竹野村は風光明媚山陰随一の海水浴場で本町とは一環した観光地であります

は之に通ずる県道が完備して居ましたが山陰線の開通と共に廃道となり現在では汽車に依る以外交通の便がありません 斯くては遊覧客に至大の不便を与へるのみならず生産物の交流火災時の応援等についても遺憾の点が誠に多いと存じますから竹野村及中竹野村を城崎都市計画区域に包含して最も必要な道路の完成其他経済的並に観光的方面の開発を計ることは誠に時宜に適した事と思ひます 依つて本町会の意見は次の通りであります

本件は土地発展に伴ひ遊覧施設を加味した観光地として之が実現の速かならんことを望む
右答申致します

昭和二十二年十一月十四日

城崎町会議長 伊賀市太郎

城崎町長 三宅驢七殿

八一、町村合併に関する城崎町会

(昭和二十九年一月二十六日)

(城崎町役場所蔵文書)

(表紙)

自昭和二十七年 至昭和三十年 城崎町会々議録

城崎町会々議録

昭和二十九年一月二十六日午前九時城崎町役場に城崎

町会を開会する

出席議員の氏名及び席次は次の通りである

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 一番 | 樋口泰治 | 二番 | 谷口徳一 |
| 三番 | 高木鶴治郎 | 四番 | 西岡耕二 |
| 五番 | 藤原金太郎 | 六番 | 中川博勝 |
| 七番 | 天野正一 | 八番 | 木下勉次郎 |
| 九番 | 久保田寿一 | 十番 | 西村四郎 |

十一番 古池信一 十二番 伊賀市太郎

十三番 欠席 十四番 井上基一郎

十五番 沢田清左衛門 十六番 沢田亀吉

参与助役 山田和太郎

書記 伊東佐一郎

議長 伊賀市太郎議長席に着き開会を宣す

議長 開議に先立ち会議録署名員二名の選定方を諮る

に満場議長指名で決せられたき旨の賛成があったの

で左の二名を指名した

三番 高木鶴治郎

六番 中川博勝

議案第一号

城崎町議会特別委員会条例を別記の通り定める件

議長 町長欠席の旨を述べ本議案朗読し番外助役の説

明を求む

番外 町村合併は重要な課題でありこの件について

は昨年末以来特に重要視されてきた 本町としても

合併問題については色々研究する必要がある為に先

づ町議会に研究機関を設け最初の研究の試みとして
本条例案を提出したものである その他法的な面や
当面の問題につき詳細に説明

議長 只今番外の説明にてお解りの事と存じますが
本町はこの問題はより慎重に考へさせられるものが
あります 従つて合併に先立ち先づ本条例案を提出
されたものであるから忌憚ない御意見を承りたいと
思います

十一番 第一条に町村合併の研究並に促進のため町村
合併促進委員会を設置するとされているのは合併を
促進する委員会の様に聞え好ましくないと思う 従
つてこの字句を除去して貰いたい

九番 十一番説の通り促進の字句を除去しあくまで白
紙で研究機関とするために第一条の条例案を修正願
いたい

議長 只今十一番 九番説の修正意見が出ていますが
他に意見はありませんか 他に発言するものなし

番外 十一番 九番説の修正案は最な事もと思うので次

の通り訂正する事にしてはどうか

本町議会に町村合併研究委員会を設置する

議長 只今番外助役より第一条の字句等の修正につ
て発言がありました但其の様に御異議ありませ
んか 満場異議なしと叫ぶつた

議長 御異議の声を聞きませんので第二条審議に移
りたいと思いますが 内川村議会の委員定数を六名と
してゐるので本町も六名とされてゐるがこれは別
法令により規定されてゐるものではありません こ
の定数につき異議あれば承りたいと思う

異議の声を聞かず

議長 御異議の声を聞かないので定数を六名と致しま
す 従つて議案第二号は本条例に準じこの際一括に
して選挙してはどうかと思いますが御賛成を得られ
ますか 満場異議の声を聞かず

議長 御異議の声を聞かないので選挙致します

選挙の方法につき諮る

九番 議長を委員に推薦したい

満場九番説に賛成 議長を委員に選任する

五番 後五名は連記投票によられたいと思う

議長 委員に推薦された旨を申述べ異議なきを確めた

後 次に五番説の五名連記投票による旨を諮るに満

場賛成あり

議長 書記をして投票用紙を配付せしむ

議長 開票立会人の選定方を諮るに議長指名の声多く

議長に左の二名を開票立会人に選定する

開票立会人 中川博勝 沢田亀吉

議長 投票結果当選者の氏名及びその得票数は左の通

りである

得票総数七〇票 内有効投票七〇票

十一票 久保田寿一

十票 西村四郎

(以下略)

八二、町村合併に関する城崎町会

(昭和二十九年三月三十日)

(城崎町役場所蔵文書、八一と同じ綴)

議長 本案は従来町村合併研究委員会が設置されてい

たが、今日の状況は既に研究の期間を過ぎ促進の時期に到達している感があるのでこの委員会の使命も単に研究に止どまらずこれが促進について他町村との話合等もあり、その権限を拡大し責任を明かにして行くべく従前の研究委員会条例を廃止して、新に本案の如く町村合併委員会を設置したいと思うので、本案を提出した次第である

五番 本案は前町会の協議会の節にも色々論議されたものであるが研究委員の任務は一応済んだものと解するので今後は愈々促進に向つて動くべきが妥当と考へられる

依つて本案は既に諒承してゐるので異議はない
その他異議の声を聞かない

議長 御異議の声を聞かないので本案可決確定の旨宣
する

開票立会人

伊賀市太郎

議案第十六号

樋口泰治

町村合併委員八名選挙の件

議長 投票結果得票数は左記の通りである

議長 本案朗読し選挙の方法につき諮る

投票総数八四票内得票数八二票無効二票

九、十番 本選挙の重要性に鑑み是非共正副議長は合
併委員に推薦したいと思う 尚他六名につき連記投

十三票 藤原金太郎

票によられては如何又開票立会人もこの際正副議長

十二票 西村四郎

にお願いしたいと思う

九票 久保田寿一

議長 九、十番説の推薦申出の通り本合併委員に正副

八票 天野正一

議長を当選人に決定して異議なきかを確めるに満場

七票 井上基一郎

の賛成を得たので正副議長委員の受諾する

四票 谷口徳一

議長 先程九、十番より御意見のありました開票立会

四票 木下勉次郎

人に正副議長を選任する事につき異議はないか

三票 高木鶴治郎

満場異議なしと呼ぶ

三票 西岡耕二

議長 正副議長開票立会人に推薦され承諾の旨を告

二票 沢田清左衛門

ぎ書記をして投票用紙を配布せしむ

二票 沢田秀雄

議長 正副議長開票立会人に推薦され承諾の旨を告

二票 中川博勝

議長 正副議長開票立会人に推薦され承諾の旨を告

一票 沢田亀吉

議長 選挙の結果を発表し当選者最高得票者より六名及び推薦によるもの二名の氏名を次の通り報告する

藤原金太郎

西村四郎

久保田寿一

天野正一

井上基一郎

谷口徳一

伊賀市太郎 (推薦)

樋口泰治 (〃)

八三、町村合併に関する内川村会

(昭和二十九年五月二十二日)

(城崎町役場所蔵文書)

昭和二十九年度臨時議会 内川村議事会会議録

昭和二十九年五月二十二日内川村議会を本村役場に招

集する 応召議員は次のとおりである

壱 番 瀬崎権太夫

貳 番 谷垣六郎兵衛

参 番 谷垣八十太郎

四 番 清水 亀三

五 番 矢田猪之助

六 番 由留佐真市

七 番 木之瀬久善

八 番 岩下廣治郎

九 番 岩本 久吉

拾 番 宮下秀太郎

拾 番 田中松三郎

拾 貳 番 岩本喜久夫

議案は次のとおりである

諮問 第一号議案 町村合併について

一、本会の書記は次のものなる

助役 平井亀雄

一、村長 午後一時〇分議会招集の旨をのべる

一、議長 午後一時五分開議をのべる

一、出席議員は応召議員と同じである

一、議長 本会の議事録署名委員を議長の名で差支ないかと諮り異議がないので次の二名を指名して承認を得た

五番 矢田猪之助

六番 由留佐真市

一、議長 諮問第一号議案を上程します書記に議案を

朗読させる

一、村長 提案の理由説明を次のとおりする

町村制施行以来六十有余年の歴史と伝統を持つて来ただけに如何に政府の方針とは云へ町村合併は容易ならざる大問題であります

本村はこの町村合併問題につきましては昨年自治振興委員を構成して種々調査研究を願っているのです。私も就職以来二ヶ月であります。どの町村と合併したらよいか如何にすることが村民の福祉増進を得られるかこの点につきまして日夜調査研究致し其の方向を誤らず而して町村合併を早期実現したいと心痛して参りました。この事により住民

の福祉の増進が得られるものと確信を得たのであります

従つて議会の協力のもとに去る五月十二日議会協議会を以つて新町樹立を可とする線の決定を見ましたので五月十五日日本村各種団体長及び有識者等九十二名の集合を煩し、町村合併の経過を報告すると共に議会の新町樹立の決定の線を審議した結果、飯谷、楽々浦、二見、上山の四部落は異議がなく、戸島、結、来日、簸磯の四部落は村当局の出張を得て啓蒙してほしいとの要望がありましたのであります

その後結部落は当局の出張不要の申立あり戸島、来日、簸磯の三部落民に説明した結果、総意を以て当局に一任の線を得たのであります

前述の如く当局及び議会の考へと村民の意志の一致を見ましたので茲に正式に議会に諮問した次第であります

一、九番 本村長の諮問の件は昨年十月以来村議会議員の構成による自治振興委員によつて種々調査した

結果内川、城崎、港の三ヶ町村の合併を可とする線は過日協議会で決定を見 既に県の町村合併計画決定前において我が村は既定の方針であるから字句を訂正してほしい

一、村長 お説御尤もな事でありまして町村合併の調査研究にしても相当前からしていますし一応の決定もそうではありますが 正式議会に諮問しますのは本日であり既に本県においては五月十三日付で町村合併計画を村長の手許に送付となつていますので已むを得ずこの様な措置を採つたのであります

一、七番 町村合併の議会での決定はどのような効力のあるものか

一、助役 本議案はあくまでも本村独自の立場において斯様な措置を採つたもので 知事の策定せる町村合併計画による議会の決定は三ヶ町村が同一の線が出て始めて新町樹立と言う事になるのであります それまでに第一段階として三ヶ町村の合併促進協議会の成立が必要であり この委員によつて毎々促進

されるのであります

一、十番 先刻九番議員の質問の点充分考慮してほしい

一、村長 本案に対しては事務的ばかりでなく重要な事であるので充分に考慮致しまして 地方事務所に向いて研究して提案したので万々違法の措置でないかと考へます

一、七番 諮問の点当局に一任してよいと思う

一、九番 如何に字句を訂正されようと結果においては間違いがないので今後充分研究してほしい経過を次回議会において報告してほしい

一、三番 九番の意見に賛成

一、議長 本件の字句の点については色々と御意見があります之は当局に一任することに願ひまして本問題について拍手を以つて決定願ひます 全員拍手
一、議長 この重要な大問題につきまして慎重審議願ひよく民意を了とされ全員異議なく賛成を願ひました事を感謝申し上げます

一、議長 午後二時閉会の旨を述べる

一、村長 この重大なる町村合併の件につきましては絶大なる皆さんの御支援を得て、而も短期間においてこの問題の決定を見ましたことを衷心感謝申上れます。就きましては本村の措置に対して之が一日も早く実現する様皆さんの御協力を得て邁進致す所存であります

今後共^(ママ)宣敷く御協力お願い申上げます

有難う御座居ました

諮問第一号

町村合併について

本村は地勢、交通、産業、経済、其の他諸般の事情よりして知事の決定せる内川村、城崎町、港村三ヶ町村の町村合併計画につき早期実現を期したいと考へるの内川村議会の意見を諮う

昭和二十九年五月二十二日提出

内川村長 瀬崎藤右衛門

八四、城崎温泉地計画

(城崎町役場所蔵文書)

(昭和二十五年温泉参考書類綴)

昭和二十九年七月二十八日

城崎町長 西村六左衛門

兵庫県衛生部長殿

温泉地計画送付の件

温泉法第十四条の規定による地域の指定に関する温泉地計画を別冊の通り送付致しますから宜敷御取計の程懇願致します。

城崎温泉地計画

一、地区の概要

1、現況

本温泉は兵庫県の北部、城崎郡城崎町湯島に位置し現在城崎温泉として温泉施設旅館、商店等により市街を形成している。

温泉は関西の著名温泉として古い伝統を有し京阪神

地方の浴客に利用されて発展、今日に至っているがこの間大正末期の北但大震災により全町灰燼に帰しその復興に当り区画整理を断行し、道路、河川、橋梁、或は水道、温泉施設を整備改善し環境を一新した。

地域の面積は一、六〇八、五陌^⑤で戸数八九〇戸、人口四、〇二〇人である。

現在人口の殆が温泉、観光事業に従事し農工業は極く僅少である。

2、地況

本温泉は南北及び西側に山を繞しその中央を流れる大谿川沿ひに温泉街を形成し東は展けて円山川に接している。

付近は山、海、川の変化ある景勝遊覧地となつて居り市街地付近に多数の天然公園を設け浴余の散策に利用され又円山川は魚釣り、ボート舟遊びに興趣がある。一方付近の日本海岸は国立公園候補地西日本海岸の中心部で断崖絶壁洞門、奇岩が連り壮大な景

観を成している。

3、温泉

源泉は概ね市街地各所に散在するが有力源泉は御所湯付近に多く温泉源の中心と成つている。

源泉の数は二十ヶ所、その総湧出量毎分八二八立、平均温度五四度である。

温泉は無色透明鹹味を有し微弱アルカリ性反応を呈するブローム並に塩化土類含有の弱食塩泉である。

尚これ等現湧源泉の殆は城崎町湯島区の公有で有り一部個人所有源泉（三ヶ所）も利用権は湯島区が有している。

4、保健的条件

(イ)気候

四季を通じ全国平均と大差ないが円山川に面し山間に在る為夏期稍涼しく感じられる。

尚日本海岸一般の例に洩れず本温泉も冬期雨、雪は多い、が風弱く比較的暖である。

(ロ)衛生施設

上水道は水源を大谿川上流山間の表流水に採りこれを濾過した上塩素滅菌の過程を経て給水されている。配水量は一日最大二、一〇〇立方メートル現住人口に対し一人当り五〇〇立に当る。

下水道の施設は無い。

塵芥は塵芥処理場に集荷焼却している。

5、土地所有関係

平地の宅地、田、畑等は殆ど民有地である。市街地周辺の山林は国有、町或は社寺有で且つ保安林に指定されている。

土地所有者別区分は左の通りである。

所有者別	国有地	公有地	私有地	計
面積	四三・四陌	二四六・二陌	五三・五陌	一一七陌

6、交通事情

国鉄山陰線城崎駅が市内に在つて京阪神各地方より四時間余にして当温泉に至る。

又これらの地方及周辺地域との道路も完備し観光バ

ス等の運行も益々盛である。

7、利用関係

一般に四季を通じ利用されているが浴客の数は行楽の期節^⑤と比例し毎年四、五月が最も多く一月～三月、八月～十月がこれに続いている。

年間に於る月別利用者の数は次の通りである。

表2

月別	城崎駅乗降人員数		利用客数		宿泊客数	備考
	降	乗	(推定)	(推定)		
一月	五〇・三〇七	五〇・七六五	三七・〇〇〇	一一・七〇〇		
二月	四六・〇二九	四五・一四七	三五・二〇〇	一一・三四〇		
三月	五三・二〇九	五二・九四八	三二・三〇〇	一一・八〇〇		
四月	六三・〇三六	六一・七九九	三六・八〇〇	一二・三六〇		
五月	六〇・〇八三	五九・九六七	四一・五〇〇	一二・五〇〇		利用客年間最高年間の二一%
六月	四一・七六八	四二・三三三	一九・二〇〇	一五・三四〇		〇年間の最低年間の五%
七月	五一・七二九	五一・八六五	二四・八〇〇	一一・六二〇		
八月	六三・九八五	六五・三六九	三四・四〇〇	一一・九〇〇		
九月	四八・一二三	四八・一四五	二六・八〇〇	一八・五〇〇		
十月	六一・九八六	六一・五七四	二七・七〇〇	一三・四〇〇		
十一月	五五・七六四	五五・五三二	二八・三〇〇	一三・一〇〇		
十二月	五五・五三二	五二・三〇二	二二・五〇〇	一五・二七〇		
計	六五一・五五〇	六四八・七四五	三六五・五〇〇	二四七・〇七〇		

8、医療、休養関係

医療については個人営の病院一、医院三が現存する。保健休養施設は国鉄城崎保養所の外公立の保養所、厚生寮一七ヶ所（収容力約二〇〇人）有り宿泊施設としては旅館六十七軒（収容力二、〇〇〇人）を有す。

9、その他

山崩れ、大水、火災等に対しては必要な防護の措置を講じ災害の虞は少ない。

二、計画の基本方針

本温泉地の大衆温泉の基礎を活し既存施設を拡充改善すると共に更に必要なる施設を新設し理想的厚生温泉地を建設することを目標とし特に左の点に重点を置く。

- 1、水源の保護を計り温泉量及び質を確保すると共に科学的調査を行ひ新水源を開発温泉量の増大を計る。
- 2、自然的景観を保護し之と調和した保健休養施設を整備拡充する。特に利用者の広範囲な階層を吸収す

る為運動場、野営場、遊園地、温泉プール、スキー場等を総合的に拡充する。

- 3、一般大衆の厚生慰安、特に職域団体等の利用者を対象として簡易宿泊施設を設置する。

三、計画

1、計画の概要

本温泉は泉源区、宿泊区、商店区、保健休養区、医療区の五区に分割する。

泉源区は現在温泉湧出地の中心地一帯で宿泊区域内に在る。

宿泊地区は各施設区の中央に位置し公衆浴場、公会堂等を包含する。

医療地区は衛生的条件と環境を考慮し今津地区に新設する。

保健休養地区は前記各地区の環境の保持改善と利用の適切を図る為各地区の周辺に設定しその自然的条件に適合する施設とし又将来更に拡充の余地を有すること、した。

- 2、区域
 城崎町の行政区域一円としその総面積一、七二〇、〇〇〇平方米である。
- 3、地割

施設泊宿	区設施療治	区源泉	区分	面積	主要施設	計画概要	摘要
三五〇陌	七・五陌	一九〇陌			旅館既設 既設及新設の官公、社立保養宿泊所 町立簡易宿舎 〃保養所	新設する簡易宿舎及保養所は町立とし一般に開放宿泊実費により賄う	旅館宿泊可能人員 (増設後) 三、〇〇〇人 官公、会社保養施設 (増設後) 一、〇〇〇人 町立宿泊施設
					病院 治療相談所 温泉研究所 (付温泉療養施設)	国縣に於て育成援助し施設を新設する	
					既設源泉 新源泉開発 第一次 第二次	既設源泉の整備新源泉開発 第一次 昭和三十二年 第二次 〃三十六年 温泉量目標二八二八立/分	既設源泉整備による湧出量 立/分八二八立 第一次開発増 九〇〇立/分 第二次〃 九〇〇立/分
					二〇 三 三		
					六七 一 二		

表3

第八節 戦後の民主化と町村合併

施設養休健保		区店商	
		一六〇陌 物産店 飲食、食堂 娯楽場その他	
ハイキングコースその他	一	既設、温泉公衆浴場	六
スキー場	一	町営新設する	町営新設する
遊園地	一	〃	〃
天然公園	一	既設を拡充する	既設を拡充する
児童遊園地	一	町営新設する	町営新設する
総合運動場	一	町営新設する	町営新設する
温泉プール	一	町営新設する	町営新設する
既設、温泉公衆浴場	六	既設を拡充する	既設を拡充する
既設整備		町営新設する	町営新設する
既設整備		町営新設する	町営新設する
設置遊園地とす		設置遊園地とす	設置遊園地とす
天然植物園、小動物園ケーブル		天然植物園、小動物園ケーブル	天然植物園、小動物園ケーブル
苑地		苑地	苑地
遊歩道		遊歩道	遊歩道
野外集会場設置		野外集会場設置	野外集会場設置
造成		造成	造成
観覧席を設ける		観覧席を設ける	観覧席を設ける
野球場、競技場テニスコート及		野球場、競技場テニスコート及	野球場、競技場テニスコート及
式とする外建物施設を改造する		式とする外建物施設を改造する	式とする外建物施設を改造する
現浴室三十二室を整備し大浴室		現浴室三十二室を整備し大浴室	現浴室三十二室を整備し大浴室
施設を存置する		施設を存置する	施設を存置する
警察、郵便局等の		警察、郵便局等の	警察、郵便局等の
交通施設営業		交通施設営業	交通施設営業
この地区内に駅		この地区内に駅	この地区内に駅
計収容人員	一、四〇〇人	計収容人員	計収容人員
(増設後)	五、四〇〇人	(増設後)	(増設後)

4、施設計画

区養休健保		区設施療治				区源泉		区地	
浴場	温泉公衆	浴場	温泉公衆	治療 相談所	温泉 研究所	病院	泉源	泉源	種別
○㎡	鉄筋コンクリ 1ト平家一棟 建坪延五〇	九棟 家 鉄筋コンクリ 1ト及木造平	棟 鉄筋コンクリ 1ト二階建一	棟 鉄筋コンクリ 1ト二階建一	棟 鉄筋コンクリ 1ト二階建一	五棟 建坪三九七 ㎡	1 深度二〇〇米 3 〇〇米	口徑四一六時 深度二〇〇米	三〇米 口徑三一四時 深度二〇米
一	六	一	一	一	一	六	一五	数量	
建築	建築	改修 拡張	建築	建築	建築	建築	温泉水 掘さく	増掘及湧 出管の取 替	工種
一時 二〇〇人	八〇〇人	一 	一 	三〇〇人	三〇〇人	一 湧出見込毎分 一、八〇〇立	改修後の湧出見 込毎分 立	既 要	収容力
六浴場 男女一 中浴場四	均一ヶ所平 充三、〇〇	一ヶ所平 均一、〇〇	均一ヶ所平 充三、〇〇	一ヶ所平 均一、〇〇	一ヶ所平 均一、〇〇	一ヶ所 七〇〇	一ヶ所 一〇〇	単 価	工 事 費
一平方 米一八	九、〇〇〇	一八、〇〇〇	五、〇〇〇全 右	七、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	四、二〇〇	一、五〇〇 千円	千円	金額
全右	城崎町 湯島区	城崎町 湯島区		全右	国又は県	全右	湯島区	主 体	事業
							新泉源開発工事 整備	既設泉源の改修	摘 要

表 4

第八節 戦後の民主化と町村合併

区設施泊宿		区設施養休健保								
職員 宿泊寮	旅館	魚釣池	ボート レ ース場	公園	遊園地	遊園地 児童	綜合 運動場	野营地	温泉ブ ー	
		三〇〇〇〇 平方 米	幅三七〇米 長三、〇〇〇 米	三〇、〇〇〇 平方 米	六〇、〇〇〇 平方 米	四、五〇〇 平方 米	二四、〇〇〇 平方 米	五、〇〇〇 平方 米	長さ二五米 幅一〇米 深さ三米	
二〇	七〇戸	一	一	一	一	一	一	一	一	
	増築 旅館			及 整 地 設	造 整 地 林	整 地	埋 立 整 地	整 地	プ ー ル 造 池	
五〇〇人	四、〇〇〇人	一〇〇人		最 大 二、〇〇〇人	二、〇〇〇人	七〇人		三〇〇人	五〇人	
寮、保養所の増 設	旅館の増設拡張 を行う	稚魚放流育成等 行う	三、〇〇〇米 ボートレース	野 外 集 会 場 回 遊 道 路 休 憩 所	登 山 ケ ー プ ル 天 然 植 物 園 小 動 物 園	既 設 を 拡 張	野 球 場 各 種 競 技 場 テ ニ ス コ ー ト		二 五 米 規 定 プ ー ル	
									一 立 方 米 に 付 四	
				二、〇〇〇	九、〇〇〇	五〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	
会社 個人 官公庁	個人	全 右	全 右	全 右	全 右	全 右	全 右	全 右	城 崎 町	
官公・会社の職 員宿泊所の誘致 育成	旅館の増設 拡張の指導育成 を行う	桃島湖を利用施 設を設ける	円山川来日口よ り中ノ島附近を 利用	現 東 山 公 園 を 拡 充 諸 施 設 を 構 築 す る		遊 園 地 を 拡 張	現 薬 師 公 園 児 童	現 西 山 公 園 の 一 部 を 野 營 地 と す る		

他の其								
簡易 宿泊所	鉄筋コンクリ 1ト二階建一 棟延坪延四、 五〇〇平方 米	一	建築	三〇〇人	室数 一〇〇室 (食堂付)	一平方 米 一五	六七、 五〇〇	城崎町
全	鉄筋コンクリ 1ト二階建一 棟延坪六、四 〇〇平方 米	一	建築	七〇〇人	室数一七〇国休 宿泊施設を主と す	一五	九六、 〇〇〇	城崎町 集会場 食堂 付
保養所	鉄筋コンクリ 1ト二階建一 棟延四、七〇 〇平方 米	一	建築	四〇〇人		一 四	六五、 〇〇〇	城崎町
駐 車 場 案 内 所	二、 〇〇〇平 方 米 一 棟	一	整地 建築				二〇〇	城崎町 町有土地 に建設

八五、町村合併に関する城崎町会

(昭和二十九年九月二十二日)

(城崎町役場所蔵文書、八一と同じ綴)

城崎町会々議録

昭和二十九年九月二十二日午前九時城崎町役場に城崎町会を開会する。出席議員の氏名及び席次は次の通りである。

一番 樋口泰治

二番

谷口徳一

三番

高木鶴治郎

四番

西岡耕二

五番

藤原金太郎

六番

中川博勝

七番

天野正一

八番

木下勉次郎

九番

久保田寿一

十番

西村四郎

十一番

古池信一

十二番

伊賀市太郎

十三番

欠席(旅行中)

井上基一郎

十五番

沢田清左衛門

十六番

沢田亀吉

城崎郡内川村及び全郡城崎町の合併について

議長

理事者に提案理由の説明を求む

町長 本日は皆様御多忙中早朝から御出席を願ひまして誠に有難う御座います

本日内川村と城崎町の合併の件を提案しましたことは私として甚だ心淋しく存じておる次第でありますそもこの合併問題については本町は県の合併計画が最も当を得たものとの町民の輿論に基き内川、城崎、港の三ヶ町村の合併が成立するよう乞願つて今春来何回となく交渉を続けて来たのであります幸い内川村とは意見の一致を見ましたが遂に港村の同調を得る事が出来ませんでした このまゝ交渉を続けることは徒に事態を複雑化させるのみとの見通しがつきましたので止むを得ず本日の提案となつたものであります私は決して港村を見限つたものではありません 今後共愈々礼を厚くして港村に懇請し是非共我々と手を握り合う日の一日も早く来る事を念願する次第であります この心持は皆様にもお変りない事と察します 本日の事態としては万止むを得ず内川との二ヶ町村の合併を一先づ成立させて

時期を待ちたいと思ひますからこの旨御了承願ひます

議長 只今町長の説明通りであるが本案は事重大な問題であるので一応協議会に移して審議願ひたいと思ふが如何

満場異議なし

議長 異議の声を聞かないので協議会に移す旨を宣告する

議長 本会議に移す旨を宣す時に午後一時十分

議長 本案につき意見を語る

一番 当初から三ヶ町村で新町樹立の線は何等変わるものではないが事こゝに到つては止むを得ないと思ふ取敢えず本案通り二ヶ町村の合併を希望するもので

本案に異議はない

九番 内川、城崎二ヶ町村の合併は万止むを得ないと

思う 本案に賛成する

議長 他に意見なきやを諮るに満場異議なしと呼ぶ

議長 本案の賛否を正すため賛成者に起立を求む

満場起立する

議長 本案は異議が無いものと認め原案通り可決確定の旨を宣告する

議案第二九号

合併に伴う財産処分について

議長 本案を上程する旨を告げ理事者に説明を求め番外助役 合併に際しては成可く一切の財産は新町に移すよう法に於て要望されている 但し部落有財産についてはこの限りでない

議長 本案につき意見を求む

満場異議なしと呼ぶ(マツ)

八六、内川村会の城崎町との合併の議案

(城崎町役場所蔵文書、八三と同じ綴)

議案第一八号

城崎郡内川村及び同郡城崎町の合併について

地方自治法第七条の規定により城崎郡内川村及び同郡

城崎町を廃しその区域を以て新に城崎町を置き昭和二十九年十二月一日から施行するにつきこれを兵庫県知事に申請するものとする。

昭和二十九年九月二十二日提出

城崎郡内川村長 瀬崎藤右衛門

八七、新城崎町建設計画策定議案

(城崎町役場所蔵文書、八一と同じ綴)

議案第三九号

新町建設計画の策定について

城崎郡内川村及び同郡城崎町を廃し、その区域をもつて城崎町を置き昭和三十年二月一日から施行するに於いて町村合併促進法第六条第一項の規定により別紙のとおり新町建設計画を定めるものとする。

昭和三十年一月三十一日提出

城崎郡城崎町長 西村六左衛門

昭和三十年一月三十一日原案可決

右は議決書の原本と相違ありません。

昭和三十年一月三十一日

城崎町議会議長 伊賀市太郎

八八、新城崎町建設計画書

(城崎町役場所蔵文書、八一と同じ綴)

(表紙)

昭和三十年一月三十日 城崎町建設計画書 兵庫県城崎郡内川村 城崎町
--

城崎町建設計画

一、新町名 城崎町

1 関係町村名 兵庫県城崎郡内川村、城崎町

2 合併形式 新設合併によるものとする。

二、新町建設の基本方針

新町は円山川下流に臨む関係二ヶ町村の自然の地勢と友好善隣の実に基いて団結、こゝに新興自治体建設の機運を醸成するに至ったのである。依

つてこれを一新軌軸として立地の環境的条件と天恵の資源を利用開発すると共に伝統の美風良俗を助長し相和し相擁し明朗にして文化的な理想郷の建設を目指し施策の完璧と運営の万全を期せんとするものであるが概ね次の目標を根幹として所期の目的達成に邁進するものである。

(一) 産業経済の振興並びに国土の保全

1 耕種農業畜産及び養蚕業を一連とする、総合営農の拡充強化。

2 林野の利用開発並に森林産物の改良増産。

3 治山治水、利水事業の敢行。

4 牧野管理の適正及び緑化の推進。

5 中小商工企業の振興助長。

6 余剰労力の合理的消化方策の具現。

(二) 教育厚生文化施設等の整備並びに振興

1 教育の振興設備の完成及び文化施設の充実。

2 保健衛生及び消防施設の完備。

3 観光資源の利用開発。

4 社会福祉事業の普及。

5 生活改善の実践。

(三) 道路交通通信通話網の整備開発

三、町村役場支所又は出張所の統合整備に関する事項

旧内川村、城崎町の各役場はこれを廃止し、城崎

町役場を設置する。

1 役場の位置

城崎町湯島四四八番地

旧城崎町役場とする。

2 役場建物の増改築の方針

昭和三十年度において庁舎の一部を改造する。

3 支所の位置

該当なし。

4 支所の増改築の問題

該当なし。

5 支所で行う事務

該当なし。

6 その他庁舎の転用の方針

旧内川村役場は公共用施設に充てる。

四、小学校、中学校その他の教育文化施設の統合整備

に関する事項

小学校は現状の通りとする。

中学校は現状の通りとする。

定時制高校城崎分校は現在のまゝとする。

1 小学校の位置

現在の位置とする。

2 小学校の造改築の方針

現在のまゝとする。

3 小学校の学区

現行の通りとする。

4 中学校の位置

現在のまゝとする。

5 中学校舎の増改築の方針

城崎中学校を昭和二十九年に於て四教室増築

する。昭和三十年以降に於て必要に応じ更に適

時増築する。

6 中学校の学区

現在のまゝとする。

7 小中学校の転用方針

該当がない。

8 その他の学校の統合整備に関する事項

城崎幼稚園は之を増築する。

9 公民館の統合整備に関する事項

図書館を併設した公民館を新築すると共に地区

分館を新設する。

10 図書館の統合整備に関する事項

統合整備する。

五、消防施設の統合整備に関する事項

旧内川村、城崎町の消防施設及び装備はそのまゝ、

新町に引継ぎ関係町村の消防団を統合してその充

実、強化を図るものとする。

1 消防器具の統合整備に関する事項

昭和二十九年以降に於て小型機動ポンプを購

入する。この経費は国庫補助金、寄付金及び起

債に求めるものとする。

消防器具器材を整備充実する。旧城崎町に所属

する消防器具器材並に旧内川村の各分団に所属

している消防器具器材は新町に帰属するものと

する。

2 消防団の整備に関する事項

旧内川村、城崎町消防団を廃して新消防団を設

置し団員数、分団数及び分団の区域は当分の間

変更しない。

六、病院診療所隔離病舎その他の衛生施設の統合整備

に関する事項

衛生施設を漸次整備改善し住民の福祉を図る。

1 病院統合に関する事項

該当がない。

2 診療所の統合整備に関する事項

該当がない。

3 隔離病舎の統合整備に関する事項

該当がない。

4 墓地火葬場^一じんかい処理場^一その他の衛生施設の統合整備に関する事項

現に散在する墓地は観光上支障あるものは統合整備し、その他は一応存置を認めるものとし逐次土葬の慣習を改善するよう民意を馴致するに努める。

既設の火葬場は必要に応じ拡充する。

じんかい^一処理場は既設のものを必要に応じ整備拡充する。

七、授産所、保育所その他厚生施設の統合整備に関する事項

保育所の充実、公営住宅の増設その他厚生施設を拡充し住民の福利に資する。

1 授産施設の統合、整備に関する事項
該当がない。

2 保育所の統合整備に関する事項

農繁保育所を順次通年制に改め町営とする。

3 公営住宅、公営運動場その他厚生施設の統合整備

に関する事項

公営住宅は必要度に応じ起債、国庫補助、一般財源をもつて建設する。天恵の温泉を有する温泉観光地として四囲の連山を保護開発し景観の勝地を形成すると共に野营地その他の厚生施設を講ずる。

八、道路、橋梁トンネルその他土木施設の整備に関する事項

新町の一体性の確保に必要な道路及橋梁の新設改良事業を強力に推進する。

1 道路の整備に関する事項

県道改良工事を左により要望すると共に町村道の改良整備の実現を期す。

一 県道改良事業

城崎、竹野道路開発事業継続。

内川村境奈佐小橋より津居山に至る県道の改良

工事の早期実施。

城崎、久美浜線県道（今津より飯谷を経て港村

畑上に至り久美浜に通じる)の開発工事の早期実施。

二 町村道の改良整備事業

新町の一体性を確保する為必要度の高いものから計画実施する。

2 橋梁の整備に関する事項

県道の改良にとまない腐朽度の高いものから永久橋に架替を要望する。町村道の橋梁は城崎町今津、戸島線橋梁架設する。その他の橋梁については、実情を勘案して必要度の高いものから架替をする。

3 トンネルの整備に関する事項

将来大合併の構想の下に年次施行しつゝ、ある城崎竹野間県道開発に伴うトンネル開通事業を施行するよう要望する。

4 港湾の整備に関する事項

岡山港湾設計画の継続実施をする。

5 その他の土木施設の整備に関する事項

必要度の高いものから漸次計画実施する。
九、水道事業自動車運送業その他公営企業に関する事項

項

国庫補助、県補助、起債、寄付金等に財源を求めて漸次各部落に簡易水道を実施する。

1 水道事業に関する事項

水道施設の完備を図る。

旧城崎町既設上水道給水網を拡充し、桃島港町の区域に給水を図る。旧内川村各部落の実態を調査し簡易水道の実施計画を樹立する。

2 自動車運送業に関する事項

該当がない。

3 その他公営企業に関する事項

該当がない。

十、基本財産の造成に関する事項

旧町村の所有する造営物及財産はすべて新町に引継ぐものとする。

国有林の払下げを受け町基本財産の造成を図るも

のとする。

山林、植林の造成を計る。

十一前号までに掲げるもの、ほか町村合併の目的を實現するため必要な合併町村の永久の利益となるべき建設事業に関する事項。

新町の総合開発計画の一環として河川、提防、溜池、用排水路、治山、治水、土地改良、都市計画、観光施設、牧野改良等の事業の促進を期する。

1 河川に関する事項

円山川の本流及び各支派川の河川改良工事、砂防工事、河川（提防）修築工事実施の促進を要望する。

2 溜池に関する事項

適時計画実施する。

3 用排水路に関する事項

農道かんがい排水路客土を年次計画により実施する。

4 提防に関する事項

早急に計画実施する。

5 治山に関する事項

山林原野の治山事業を国及び県の助成を求めて完全実施を期する。

6 開拓干拓に関する事項

干拓適地を選定して適時計画実施する。

7 耕地整理に関する事項

産業振興の根幹である農業の改良増進を図るため、耕地の交換分合を計画し、農用水路の整備と農道の新設改良を積極的に実施する。

8 公有水面埋立に関する事項

必要に応じて計画実施する。

9 都市計画に関する事項

城崎温泉を中心とする観光地帯の開発を図るため已に都市計画地域に指定されている地域に計画の実施を促進する。

10 その他建設事業に関する事項

観光施設の拡充

天恵の温泉を有する城崎温泉は逐時新町を中心として未開発の観光資源の開発、既設観光資源の改善拡充につとめ観光道路の開発その他、社会福祉増進の為有効適切な施設など財政の状況を勘案し漸次実現を図る。

牧野の改善整備、牧草の改良増殖。

牧野の改善整備、牧草改良普及の促進を図る。

十二、本年度及び爾後五ヶ年度別財政計画

別紙添付

十三、その他

その他

1 青年団の統合に関する事項

合併と同時に関係町村青年団を統合して新町青年団を設置する。

2 婦人会の統合に関する事項

合併と同時に関係町村婦人会を統合して新町婦人会を設置する。

3 農業協同組合その他の協同組合の統合に関する事項

なるべく早期に統合を^(基)従憑するものとする。

4 その他

その他

各部落に共同加入による電話を架設することの早期実現を図る。

